

建設リサイクル法対象外 建設工事

電子縦覧対象工事

令和 8 年度

工事番号 繰 第 1250-4 号

東青管内建設発生土受入地整備工事

特記仕様書

【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

1. 設計図書に対して質問がある場合は青森県東青県土整備事務所 道路施設課あてに質問書を 令和8年8月6日の12時00分までに提出して下さい。
2. 回答書は 令和8年8月17日の12時00分までにFAXで回答します。
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。
【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

東津軽郡 平内町 大字 浜子 地内

青森県東青県土整備事務所

第1条 適用範囲

本工事は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第2条 施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容															
1.工程関係	1.工事日数又は工期	☒	工期 令和 9 年 3 月 25 日 まで														
		☐	工事日数 日間														
		☒	この工事の工期は、猛暑日による作業の休止を考慮して設定している。														
		☐	この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている														
		☐	この工事は、 年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。														
		☐	この工事は、「余裕期間制度」を適用する。	実 工 期	日間												
	余裕期間	契約締結の翌日から 日以内															
	留意事項	受注者は現場着手日報報告書(別紙様式)を提出することにより、請負契約を締結した翌日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。 なお、現場着手日は共通仕様書に定める工事着手を行う日であり、やむを得ない事情がある場合を除き休日とすることができない。															
	2.週休2日の確保	本工事における週休2日確保工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 なお、週休2日確保工事の実施方法は、整備企画課ホームページに掲載している「週休2日確保工事実施要領」による。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html															
		週休2日確保工事の実施方式 <table><tr><td></td><td>発注者指定型(完全週休2日)</td></tr><tr><td>☒</td><td>発注者指定型(現場閉所)</td></tr><tr><td></td><td>発注者指定型(交替制)</td></tr><tr><td></td><td>対象外</td></tr></table>					発注者指定型(完全週休2日)	☒	発注者指定型(現場閉所)		発注者指定型(交替制)		対象外				
			発注者指定型(完全週休2日)														
		☒	発注者指定型(現場閉所)														
			発注者指定型(交替制)														
			対象外														
		週休2日の確保に係る費用の計上 <table><tr><td>当初</td><td>変更</td><td>計上している費用</td></tr><tr><td></td><td></td><td>完全週休2日を想定した経費補正</td></tr><tr><td>☒</td><td></td><td>月単位の4週8休を想定した経費補正</td></tr><tr><td></td><td></td><td>費用の計上を行っていない</td></tr></table>				当初	変更	計上している費用			完全週休2日を想定した経費補正	☒		月単位の4週8休を想定した経費補正			費用の計上を行っていない
		当初	変更	計上している費用													
				完全週休2日を想定した経費補正													
		☒		月単位の4週8休を想定した経費補正													
				費用の計上を行っていない													
対象期間に含めない期間のうち、「設計図書において対象外としている期間」、「災害対応等、受注者の責によらない作業が行われいている期間」及び「その他、協議により対象外と認められる期間」は以下のとおりである。																	
3.影響を受ける他の工事及び制約の有無		他工事の名称		発注者等名	影響を受ける箇所	期間											
					～												
					～												
					～												
	時間帯	工種	制約内容		その他												
	～																
	～																
	～																
	4.施工時期・時間、施工方法制約の有無	制約の要因	工種	時期	時間帯	制約の内容											
				～	～												
			～	～													
			～	～													
5.関連機関等との協議未成立に伴う制約の有無	関連機関名称	協議内容	成立見込時期	制約箇所	制約内容												
6.関係機関等との協議結果、工程に影響を受ける特定条件の有無	関係機関名称	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける内容													
			～														
			～														
			～														
			～														
7.地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査・移設による制約の有無	地下埋設物・埋蔵文化財名称	管理者の名称	事前調査の時期	移設時期													

明示事項		内容																																																																													
2.ICT及びBIM/CIMの活用	1.ICT施工の実施	本工事におけるICT活用工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 なお、ICT活用工事の実施方法は、整備企画課ホームページに掲載している「ICT活用工事実施要領」による。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/i-construction.html 対象工種及び費用の計上 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発注者 指定型</th> <th rowspan="2">受注者 希望型</th> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="2">費用の計上</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>-</td><td>✓</td><td>土工(1,000m3以上・1,000m3未満)</td><td>無</td><td></td></tr> <tr><td>※</td><td>※</td><td>作業土工(床掘)</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>法面工</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>※</td><td>※</td><td>付帯構造物設置工</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>擁壁工</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>地盤改良工</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>基礎工</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>河川浚渫工</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>舗装工</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>舗装工(修繕)</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>構造物工(橋梁上部、橋梁・橋台)</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>コンクリート堰堤工</td><td>-</td><td></td></tr> </tbody> </table> 上表において、発注者指定型及び受注者希望型のどちらにも✓がない場合でも、受注者が希望する場合は、協議のうえ受注者希望型と同様の取扱とする。なお、総合評価落札方式(簡易型Ⅱ)においては、受注者希望型の欄に✓を付した工種を評価対象とする。 ※作業土工(床掘)及び付帯構造物設置工は、他の工種と併用する場合に活用することができる。 3次元設計データの有無 施工に必要な3次元設計データのうち、本工事で作成が必要な範囲 <table border="1"> <tr><td></td><td>有</td></tr> <tr><td>✓</td><td>無</td></tr> <tr><td></td><td>その他</td></tr> </table> アンケート調査への協力について 受注者は、ICT活用可能な工種が含まれる工事を実施する場合、ICT活用工事実施アンケートに回答すること。 アンケートは、以下のアドレスまたは右のQRコードから回答可能である。 https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10591 					発注者 指定型	受注者 希望型	工種	費用の計上		当初	変更	-	✓	土工(1,000m3以上・1,000m3未満)	無		※	※	作業土工(床掘)	-		-	-	法面工	-		※	※	付帯構造物設置工	-		-	-	擁壁工	-		-	-	地盤改良工	-		-	-	基礎工	-		-	-	河川浚渫工	-		-	-	舗装工	-		-	-	舗装工(修繕)	-		-	-	構造物工(橋梁上部、橋梁・橋台)	-		-	-	コンクリート堰堤工	-			有	✓	無		その他
	発注者 指定型	受注者 希望型	工種	費用の計上																																																																											
当初				変更																																																																											
-	✓	土工(1,000m3以上・1,000m3未満)	無																																																																												
※	※	作業土工(床掘)	-																																																																												
-	-	法面工	-																																																																												
※	※	付帯構造物設置工	-																																																																												
-	-	擁壁工	-																																																																												
-	-	地盤改良工	-																																																																												
-	-	基礎工	-																																																																												
-	-	河川浚渫工	-																																																																												
-	-	舗装工	-																																																																												
-	-	舗装工(修繕)	-																																																																												
-	-	構造物工(橋梁上部、橋梁・橋台)	-																																																																												
-	-	コンクリート堰堤工	-																																																																												
	有																																																																														
✓	無																																																																														
	その他																																																																														
	2.BIM/CIMの活用	本工事におけるBIM/CIMの活用は、第6条に記載のとおり。																																																																													
3.用地関係	1.工事用地等の未処理部分の有無 ☐ 有 ☒ 無	未処理の箇所	影響を受ける範囲		影響を受ける工種	取得見込時期																																																																									
	2.工事用地等の使用終了後における復旧条件の有無 ☐ 有 ☒ 無	復旧が必要な場所	復旧が必要な範囲		復旧条件	復旧完了予定日																																																																									
	3.工事用仮設道路・資機材置き場用借地の有無 ☐ 有 ☒ 無	借地の場所	借地の面積	借地の期間		使用条件	復旧方法																																																																								
				～																																																																											
				～																																																																											
				～																																																																											
	4.仮設ヤード指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	指定の場所	指定の面積	使用期間		使用条件	復旧方法																																																																								
				～																																																																											
				～																																																																											
				～																																																																											
4.公害関係	1.公害防止に伴う制限の有無 ☐ 有 ☒ 無	公害の種別	対象工種	内容	作業時期	その他																																																																									
					～																																																																										
					～																																																																										
					～																																																																										
	2.水替・流入防止施設の必要性の有無 ☐ 有 ☒ 無	対象工種	場所	施工方法		施工期間等																																																																									
	3.濁水・湧水処理への特別な対策必要性の有無 ☐ 有 ☒ 無	対象工種	処理内容		処理条件	期間																																																																									
	4.事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念されるか ☐ 有 ☒ 無	懸念事項・範囲	調査の内容		調査の実施時期	報告書の有無																																																																									

明示事項		内容										
5.安全対策関係	1.交通安全施設等の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	施設の種類		対象工種		設置期間		施設の内容等				
	2.近接施工の有無 ☐ 有 ☒ 無	施設の名称		管理者		範囲		協議状況		条件・制限等の内容		
	3.防護施設必要性の有無 ☐ 有 ☒ 無	危険要因		施設の種類・名称		施設の規格			設置期間			
	4.保安設備、保安要員配置の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	保安設備・保安要員		対象工種		配置場所		規格・規模		設置期間及び時間帯		
	5.発破作業等制限の有無 ☐ 有 ☒ 無	制限される範囲			制限の内容		制限される期間・時間			その他		
	6.有毒ガス及び酸素欠乏等対策の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	危険要因			対象工種			施設の規格・規模				
6.工事用道路関係	1.搬入路としての一般道路指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	搬入経路		使用期間			使用時間帯			制限の内容		
				～			～					
				～			～					
		使用中の管理の内容					使用後の補修の内容					
	2.仮設道路設置の有無 ☐ 有 ☒ 無	設置場所		規格・構造		安全施設設置区間			安全施設の内容			
						～						
						～						
		維持補修の内容					工事終了後の処置					
	7.仮設備関係	1.指定仮設の有無 ☐ 有 ☒ 無	仮設物の名称・規格			数量		設置期間			条件等	
								～				
								～				
								～				
2.部分指定仮設の有無 ☐ 有 ☒ 無		仮設物の名称・規格			数量		設置期間			条件等		
							～					
							～					
							～					
3.他の工事への引渡しの有無 ☐ 有 ☒ 無		仮設物の名称・規格			引渡し工事名			引渡し時期			条件等	
4.引継ぎ使用の有無 ☐ 有 ☒ 無		仮設物の名称			設置工事名			設置工事施工者			引継ぎ時確認事項	
		引継ぎ時期		条件等								
5.構造及び施工方法指定の有無 ☐ 有 ☒ 無		仮設物の名称			仮設物の規模			使用材料			施工方法	
6.設計条件指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	仮設物の名称			設計条件				その他				

明示事項		内容																																																																				
8.建設副産物関係	1.建設発生土の搬出 ☐ 有 ☒ 無	本工事において発生する建設発生土の搬出は、以下のとおりである。 なお、搬出作業完了後、搬出先の管理者等に対し受領書の交付を求めること。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">搬出先の情報</td> <td>名称等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">搬出する土砂</td> <td>土質区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬出量(m3)*</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用用途</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">法規制等の有無</td> <td rowspan="3">盛土規制法</td> <td>該当区域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可・届出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可番号等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">土地所有者等の同意</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">土壌汚染対策法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他法令等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">設計上の取扱い</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搬出時期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他条件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> *搬出量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。				搬出先の情報	名称等				所在地				管理者				運搬距離				搬出する土砂	土質区分				搬出量(m3)*				利用用途				法規制等の有無	盛土規制法	該当区域			許可・届出			許可番号等			土地所有者等の同意				土壌汚染対策法				その他法令等				設計上の取扱い				搬出時期				その他条件			
	搬出先の情報	名称等																																																																				
所在地																																																																						
管理者																																																																						
運搬距離																																																																						
搬出する土砂	土質区分																																																																					
	搬出量(m3)*																																																																					
	利用用途																																																																					
法規制等の有無	盛土規制法	該当区域																																																																				
		許可・届出																																																																				
		許可番号等																																																																				
	土地所有者等の同意																																																																					
	土壌汚染対策法																																																																					
その他法令等																																																																						
設計上の取扱い																																																																						
搬出時期																																																																						
その他条件																																																																						
2.建設発生土の搬入 ☐ 有 ☒ 無	本工事において使用する建設発生土の搬入は、以下のとおりである。 なお、搬入完了後、発生場所の管理者等に対し受領書を交付すること。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">搬入元の情報</td> <td>名称等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">搬入する土砂</td> <td>土質区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬入量(m3)*</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用用途</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搬入時期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他条件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> *搬入量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。				搬入元の情報	名称等				所在地				管理者				運搬距離				搬入する土砂	土質区分				搬入量(m3)*				利用用途				搬入時期				その他条件																															
	搬入元の情報	名称等																																																																				
所在地																																																																						
管理者																																																																						
運搬距離																																																																						
搬入する土砂	土質区分																																																																					
	搬入量(m3)*																																																																					
	利用用途																																																																					
搬入時期																																																																						
その他条件																																																																						
3.建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無 ☐ 有 ☒ 無	種別	減量化の内容	再利用の方法	その他																																																																		
4.建設廃棄物の有無 ☐ 有 ☒ 無	下記の所在地にある処分場は設計積算上での条件明示であり、処分場を指定するものでない。 実際に搬出先とする処分場については、施工計画書に記載し、監督職員の承諾を得ること。 施工計画書の提出を要しない工事の場合は、工事打合簿を提出し、監督職員の承諾を得ること。 <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>発生量</td> <td>運搬距離</td> <td>最終処分場所在地</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				種別	発生量	運搬距離	最終処分場所在地	その他																																																													
	種別	発生量	運搬距離	最終処分場所在地	その他																																																																	
5.建設副産物の有無 ☒ 有 ☐ 無	下記の所在地にある処理施設は設計積算上での条件明示であり、処理施設を指定するものでない。 実際に搬出先とする処理施設については、施工計画書に記載し、監督職員の承諾を得ること。 施工計画書の提出を要しない工事の場合は、工事打合簿を提出し、監督職員の承諾を得ること。 <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>発生量</td> <td>運搬距離</td> <td>再生処理施設所在地</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>11.0t</td> <td>43.2km</td> <td>青森市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				種別	発生量	運搬距離	再生処理施設所在地	その他	木くず	11.0t	43.2km	青森市																																																									
	種別	発生量	運搬距離	再生処理施設所在地	その他																																																																	
	木くず	11.0t	43.2km	青森市																																																																		
6.再生資材利用の有無 ☒ 有 ☐ 無	再生資材の名称	規格	使用箇所																																																																			
	再生砕石	RC-40	下層路盤																																																																			
7.産業廃棄物税計上の有無 ☐ 有 ☒ 無	本工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること 有:本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している 無:本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する																																																																					

明示事項		内容					
9.工事支障物件等	1. 占用物件等の工事支障物件の有無 ☐ 有 ☒ 無	支障物件名	管理者名	場所	協議の状況	移設時期	
		工事方法			条件等		
	2. 占用物件工事との重複施工の有無 ☐ 有 ☒ 無	占用物件名	管理者名	重複する工種	重複する期間	対応内容	
					～		
					～		
10.薬液注入関係	1.薬液注入工事の有無 ☐ 有 ☒ 無	設計条件	工法区分	材料種類	施工範囲	削孔数量	削孔延長
		注入量	注入圧	その他			
	2.周辺環境影響調査の有無 ☐ 有 ☒ 無	調査項目			採取地点	採取回数	報告書の有無
11.その他	1.工事用資機材の保管及び仮置きの有無 ☐ 有 ☒ 無	種類	数量	保管・仮置き場所		期間	
						～	
						～	
						～	
		保管方法		積込・運搬方法			
	2.工事現場発生品の有無 ☐ 有 ☒ 無	品名	数量	引渡し場所		引渡し時期	運搬距離
	3.支給材料及び貸与品の有無 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 貸与品 ☐ 支給材料	品名	数量	構造・規格等	引渡し場所		返納場所
		使用目的・箇所		条件	引渡し時期		その他
	4.随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 ☐ 有 ☒ 無	工事番号	工事名		場所		
		※本工事は、上記工事と間接費等の調整を行っている。					
	5.各種調査の有無 ☐ 有 ☒ 無 ※共通仕様書に基づき協力すること	調査名称	内容			その他	

明示事項		内容																																						
11.その他	6.共通仕様書に定める以外の施工検査の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種等	検査時期	その他																																				
	7.中間検査の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種等	検査時期	その他																																				
	8.部分引渡しの有無 ☐ 有 ☒ 無	指定部分		引渡し時期																																				
	9.部分使用の有無 ☐ 有 ☒ 無	使用箇所	使用期間	その他																																				
			～																																					
			～																																					
			～																																					
	10.工事現場の現場環境改善	本工事における現場環境改善の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 なお、現場環境改善の実施方法は、整備企画課ホームページに掲載している「現場環境改善実施要領」による。 ※熱中症対策・防寒対策に要する費用は率計上とは別に積み上げ計上することができる。詳細は要領に記載。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html 現場環境改善の実施について <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>当初</td> <td>変更</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 現場環境改善費の計上方法 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>当初</td> <td>変更</td> </tr> <tr> <td>率計上</td> <td>✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積み上げによる計上</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計上していない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 発注者による実施内容の指定 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施項目</td> <td>指定の有無</td> <td>指定する内容</td> </tr> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全設備関係</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営繕設備関係</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> </table>				当初	変更	対象	✓		対象外				当初	変更	率計上	✓		積み上げによる計上	-		計上していない			実施項目	指定の有無	指定する内容	仮設備関係	無(任意)		安全設備関係	無(任意)		営繕設備関係	無(任意)		地域連携	無(任意)	
		当初	変更																																					
	対象	✓																																						
	対象外																																							
	当初	変更																																						
率計上	✓																																							
積み上げによる計上	-																																							
計上していない																																								
実施項目	指定の有無	指定する内容																																						
仮設備関係	無(任意)																																							
安全設備関係	無(任意)																																							
営繕設備関係	無(任意)																																							
地域連携	無(任意)																																							
11.その他	11.監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考																																				
	12.監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考																																				
	13.調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考																																				
	14.監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種名	工事段階	備考																																				
	15.工事調整会議開催の有無 ☐ 有 ☒ 無	工事調整会議とは、工事着手前に設計の意図及び目的を施工者への確に伝え、設計及び施工条件、施工上の留意点などを確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を目的とし、発注者・設計者・施工者により構成される会議である。																																						
	16.地盤情報登録の有無 ☐ 有 ☒ 無	本工事は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない工事である。詳細は、一般財団法人国土地盤情報センターホームページ(https://ngic.or.jp/)参照のこと。																																						

11.その他－17 青森県認定リサイクル製品の使用

本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。
なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか、使用できない理由がある場合は、その旨を書面で提出し、監督職員の承諾を得て新材製品を使用するものとする（Aグループのみ）。

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。
Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレットや優先使用指針、使用様式は下記の資源循環推進課ホームページに掲載しています。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/nintei_recycle.html

11.その他－18 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 詳細については「国土交通省 土木工事標準積算基準書」を参照すること。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 下記などの1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- ・通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合
 - ・「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

11.その他－19 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekkei_henkou.html

11.その他－20 労働者確保に要する間接費の設計変更

- 1.本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
- 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 2.受注者から協議があった場合、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- 3.受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4.最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5.受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6.実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- 7.受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8.疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekkei_henkou.html

11.その他－21 快適トイレの導入について

(1) 本工事では、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合に、共通仮設費に含まれている従来型トイレ(1万円/基・月)との差額を計上できるものとする。

(2) 受注者は、「快適トイレ」の設置を希望する場合、以下の①～⑪の仕様を満たすトイレを設置するものとする。⑫～⑰の項目については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

●快適トイレに求める標準仕様

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できること)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg 以上)

●快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

●推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台(フィッシングボード等)
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

(3) 設置に要する費用については、当初では計上していない。(2)を満たしていることを示す書類及び見積書を作成のうえ監督職員と協議し、変更時に計上するものとする。

(4) 計上費用は、実際に要した費用のうち従来型トイレ(1万円/基・月)との差額について51,000円/基・月を上限に計上するものとし、男女各1基ずつの計2基(現場に女性がいない場合は1基)まで計上の対象とする。

(5) 計上費用の上限を超過した金額については計上を行わないが、現場環境改善費の率分計上による実施内容とすることができる。

(6) 快適トイレは現場付近に設置するものを対象とし、現場事務所内に備え付けられているトイレは本項目の対象としない。

快適トイレについての詳しい情報は、国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html>

第3条 設計変更の手続

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-14から1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」（青森県 県土整備部）によるものとする。

第4条 使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載が無い材料について、以下に示す。

(1) 植生工材料

種子吹付の材料内訳については下表を参考とし、現地状況や発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得ること。

(参考)

		100m2 当り		
名称	規格・寸法・材質	数量	単位	備考
トールフェスク		0.78	kg	
オーチャートグラス		0.22	kg	
クレーピングレドフェスク		0.14	kg	
めどはぎ		0.05	kg	
よもぎ		0.03	kg	
やまはぎ		0.02	kg	
肥料 高度化成	NPK 15-15-15	18.00	kg	
ファイバー類		24.00	kg	

(2) 河川景観に配慮したコンクリートブロック

本工事で使用する河川景観に配慮したブロックは、以下の諸元を満足する材料を使用することとし、事前に監督職員の承諾を得ること。

勾配: 1 : _____
設計流速: _____ m/s

(3) その他

材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備考

第6条 BIM/CIMの活用について(受注者希望型)

本工事は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、工事受注後、監督職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めたものに限り設計変更の対象とする。

「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」は、整備企画課ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/i-construction.html>

第7条 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面（工事打合簿）により提出し、監督職員の承諾を受けることとする。

第8条 資源有効利用促進法省令に基づく建設副産物の取扱いについて

1 コブリス・プラスの活用

全ての工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画書作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2 建設発生土の搬出に係る事前確認

受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、工事現場における土壌汚染対策法等に基づく手続きの状況や、搬出先における盛土規制法等による規制の有無及び許可等について、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は3の再生資源利用促進計画書に添付して提出するものとする。

3 再生資源利用（促進）計画書の作成

共通仕様書第1編1-1-19「建設副産物」において定める再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、コブリス・プラスを使用して作成し、施工計画書にその写しを添付して提出するものとする。

なお、施工計画書の作成が不要な工事及び記載内容に変更が生じた場合は、工事打合簿に添付して提出するものとする。

4 再生資源利用（促進）計画書等の掲示

受注者は、3において作成した再生資源利用（促進）計画書及び2において作成した確認結果票の写しを工事現場内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

5 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設発生土の搬出を他の者に委託しようとする場合、運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画書の内容及び3の確認結果を通知しなければならない。

6 建設発生土に係る受領書の交付

建設発生土を搬出した工事の受注者は、建設発生土の搬出が完了したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

また、建設発生土を受け入れた工事の受注者は、受領書の交付を求められた際は、受領書を交付しなければならない。

7 再生資源利用（促進）実施書の作成

共通仕様書第1編1-1-19「建設副産物」において定める再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書は、コブリス・プラスを使用して作成し、監督職員に提出するものとする。

8 作成書類の保管

受注者は、6において受領した受領書及び7において作成した再生資源利用（促進）実施書を工事の完成日から5年間保管するものとする。

第9条 その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、契約から14日以内に法定福利費を明示した工事打合簿を監督員へ提出すること。また、施工検査（工事段階検査……各工種）の実施について、施工計画書を基に打ち合わせをする。
法定外労災保険の契約	受注者は労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほかに法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。
工事情報共有システムについて	この工事では工事情報共有システムを利用することを原則とする。 なお、通信環境が確保できない場合など、工事情報共有システム利用基準で対象外とすることができるときは、監督職員とシステムの利用について協議すること。 工事情報共有システム利用基準 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html
工事書類の標準化	「土木工事共通仕様書（様式集）」の一部様式を含む県の工事関係書類については、県様式に加え国様式の提出も認めるものとする。 ただし、国様式の「工事名」欄には、「工事番号」と「工事名」を記載すること。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/kouihyouiyunnka.html
工事書類スリム化ガイドライン	工事関係書類の提出については、「青森県県土整備部土木工事書類スリム化ガイドライン」によるものとする。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/kouihyouiyunnka.html
遠隔臨場による施工検査等	本工事は、通信環境を構築できない場合を除き、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき施工検査等の遠隔臨場を実施する。 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領 青森県県土整備部 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/enkakurinio.html
施工体制の自己点検	受注者は、共通仕様書第1編1-1-10「施工体制台帳」において提出が義務付けられている施工体制台帳について、「青森県県土整備部建設工事施工体制点検要領」に基づき施工体制の自己点検を実施し、施工体制台帳並びに確認・点検した第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式を監督職員に提出するものとする。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekoutaisei.html
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	（法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第12条第1項の規定について、説明書は契約時に契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	（法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第18条第1項の規定による報告については、再資源化等が完了したとき、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、様式（28）に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。
伐木・抜根材の有効利用	伐木、除根等により発生した伐木・抜根材を有用物として、有効利用する一般の希望者へ提供するので、伐木・抜根材を樹種・部位別に分別し、1～3m程度の長さに切断、1m未満のものを含めて集積し、整然と保管すること。 伐木・抜根材の発生情報を各県土整備事務所のホームページから公表するので、樹種・部位別の個数、重量、引渡期間、引渡場所、現場代理人の連絡先等を監督職員へ速やかに報告し、保管状況写真を提出すること。 引渡期間を経過した伐木・抜根材は、再資源化処理場へ搬出するなど適正に処理すること。
石綿障害予防規則に基づく工事	石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装置、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督職員に報告のこと。
青森県県土整備部請負工事成績評定要領第4条5項について	（請負代金が500万円以上の工事の場合に限る。） 受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式26、27により提出できる。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
舗装工事における工事記録の作成	青森県が管理する道路（道路法に基づく道路）について、新設・改築・維持・修繕の舗装工事を行う際は「舗装工事における工事記録作成要領」に基づき工事記録を作成し、工事完了後に監督職員へ提出すること。 ※工事着手前に監督職員から必要書類等（作成要領や提出様式の電子データ）の提供を受けること。
建設キャリアアップシステムの活用	受注者が建設キャリアアップシステムを利用する場合、利用に必要な費用の一部を計上する。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/CCUS.html
交通誘導システム等の活用	交通誘導警備員の就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替として映像解析AIによる交通誘導システム等の使用を可能とする。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/kotuyudo-sys.html
週休2日制普及促進DAYアンケートの提出	準備・後片付け期間を除く施工期間に毎週土曜日に行われる「週休2日制普及促進DAY」が含まれる全ての工事の受注者（現場代理人等）及び下請負人は回答に協力すること。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/syukyuu2kahukyusokusin.html



ウィークリースタンス等の実施について

本工事は、ウィークリースタンス等の実施対象工事である。受発注者双方における1週間のルールを目標として定めることにより、業務環境を改善をし、担い手の確保及び育成を目的とするものであり、実施内容については、「県土整備部発注工事におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、初回打合せ時に、受発注者双方で確認・調整し、打合せ記録簿に記録しておくこととする。ただし、災害発生等により緊急対応を要する場合は対象外とする。

＜整備企画課HP＞ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

青森県県土整備部発注工事におけるデジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影 方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」の取り扱いについて

1. 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等

（1）現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。

ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12 cmとすることを標準とする。

（2）青森県県土整備部の土木工事共通仕様書及び設計図書等の関係図書に記載のある一般的な鉄筋コンクリート構造物のスランプ値は、8 cmを12cmと読み替える。

※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、青森県県土整備部共通仕様書（参考資料）「レディーミクストコンクリート標準使用基準（土木工事）」⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱に示す構造物である。

2. 品質確認について

スランプ値12 cmの場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」及び「ガイドライン」により、品質の確認を行うこととする。

スランプ値12 cmを超える場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」、「ガイドライン」及び「コンクリート標準示方書（施工編）」等に基づき、受注者と協議して品質確認方法を定めることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記事項

1. 実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する実施要領」に基づき行うこと。

＜整備企画課HP＞ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第10条 提出書類

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
建設管理課	工 事 工 程 表	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1 部	3条	
建設管理課	現 場 代 理 人 等 通 知 書	着 工 時	1 部	10条	
監督職員	工 事 履 行 報 告 書	毎月1回監督職員の指定する日	1 部	11条	毎月1部提出のこと
監督職員	完 成 届	工 事 完 成 の 日 か ら 5 日 以 内	1 部	31条	
監督職員	引 渡 書	工 事 完 成 検 査 合 格 後	1 部	31条	
監督職員	請 求 書	工 事 完 成 検 査 合 格 後	1 部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
建設管理課	請 負 代 金 内 訳 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1 部	3条	3条(A)(B)適用の場合
建設管理課	現場代理人等変更通知書	必 要 の 都 度	1 部	10条	
監督職員	材 料 確 認 書	必 要 の 都 度	1 部	13条	
監督職員	確 認 ・ 立 会 依 頼 書	必 要 の 都 度	1 部	14条	
監督職員	支 給 品 受 領 書	引 渡 し の 日 か ら 7 日 以 内	1 部	15条	
監督職員	貸 与 品 借 用 (返 納) 書	引 渡 し の 日 か ら 7 日 以 内	1 部	15条	
監督職員	工 期 延 期 届	必 要 の 都 度	1 部	21条	

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督職員	工 事 打 合 簿	必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-7	
監督職員	再 生 資 源 利 用 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	再 生 資 源 利 用 促 進 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	再 生 資 源 利 用 実 施 書	工 事 完 成 後 速 や か に	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	再 生 資 源 利 用 促 進 実 施 書	工 事 完 成 後 速 や か に	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	工 事 写 真	工事完成の日から5日以内及び 必 要 の 都 度	部 1 部	第1編1-1-19	工事写真全部(CD-R) 着工前・完成のみ
監督職員	施 工 管 理 図 表	工事完成の日から5日以内及び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-24	出来形管理図表及び 品質管理図表

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督職員	施 工 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-5	※1
監督職員	施 工 体 制 台 帳 施 工 体 系 図	下 請 負 契 約 締 結 後 速 や か に	1 部	第1編1-1-11	
監督職員	支 給 品 精 算 書	工 事 完 成 時 (完成前に精算可能な場合はその時点)	1 部	第1編1-1-17	
監督職員	現 場 発 生 品 調 書	引 き 渡 し 時	1 部	第1編1-1-18	
監督職員	火 薬 類 使 用 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-28	非火薬品(破碎薬)含む
監督職員	事 故 報 告 書	発 生 時	1 部	第1編1-1-30	
建設管理課	建 設 業 退 職 者 共 済 組 合 掛 金 収 納 書 (発 注 者 用)	契約(当初・変更・下請)締結後1ヶ月以内	1 部	第1編1-1-41	

※1 請負金額1,000万円以上。(ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき)

(別紙 - 2)

標準設計（概算数量）発注工事における

測量作業及び設計業務共通仕様書

青 森 県 土 木 部

標準設計（概算数量）発注工事における 測量作業及び設計業務共通仕様書

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条（適 用）

- 1 この仕様書は、青森土木部の発注する標準設計（概算数量）による土木工事における測量作業及甲設計業務の実施に必要な事項を定めたもので、設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るものである。
- 2 共通仕様書に規定のない事項については、別に定める特記仕様書等によるものとする。
- 3 特記仕様書、図面、または共通仕様書の間に相違がある場合には、請負者は、監督職員に確認しなければならない。

第2条（用語の定義）

監督職員、設計図書、指示、承諾、協議、提出、報告、立会とは、次の定義による。

- （1）監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- （2）設計図書とは、特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- （3）指示とは、発注者側の発議により監督職員が請負者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- （4）承諾とは、請負者側の発議により請負者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- （5）協議とは、契約書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で討議し、結論を得ることをいう。なお、結論が得られない場合には、監督職員が措置するものとする。
- （6）提出とは、請負者が設計図書に示された提出義務を履行することをいう。
- （7）報告とは、請負者が設計図書に示された報告義務を履行することをいう。
- （8）立会とは、設計図書に示された作業等の段階において、監督職員が臨場し、作業等の内容を把握することをいう。

第3条（請負者の義務）

請負者は、契約の履行にあたって、測量作業及び設計業務を行うに必要な技術力と経験を有する技術者を選任しなければならない。

第4条（主任担当者）

- 1 請負者は、前条の規定により主任担当者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。また、主任担当者を変更したときも、同様とする。
- 2 主任担当者は、測量作業及び設計業務に関する技術上の一切の事項を処理しなければならない。
- 3 主任担当者は、当該工事で定める主任技術者と兼務できるものとする。

第5条（現場引渡し等）

請負者は、契約締結後速やかに現場引渡し及び現場説明を受け、測量方法や設計業務の手法等について指示を受けなければならない。

第6条（設計図書の照査）

請負者は、測量作業着手前、測量作業途中及び設計業務の履行中において、自らの

費用で契約書第16条1、2、3項に係わる設計図書の照査を行い、契約書第16条1、2、3項に該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求め、指示を受けなければならない。

第7条（施工計画書）

1 請負者は、現場引渡し後速やかに「共通仕様書（土木工事編）」第104条に基づく施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

この場合、請負者は、施工計画書に「共通仕様書（土木工事編）」第104条1項によるほか、測量作業及び設計業務計画として次の事項についても記載しなければならない。ただし、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 測量作業及び設計業務概要
- (2) 測量作業及び設計業務工程表
- (3) 実 施 方 針
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 測量作業管理計画
- (7) 施工管理計画
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) そ の 他

2 請負者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度変更に関連するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

3 監督職員が特に指示した事項については、請負者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

第8条（支給材料及び貸与品）

1 請負者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

2 請負者は、当該工事完了時（完了前にあっても工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点）には、支給材料精算書を監督職員に提出しなければならない。

3 その他については、契約書第14条によるものとする。

第9条（官公庁への手続）

1 請負者は、測量作業中及び設計業務の履行中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保つとともに、関係官公庁及びその他の関係機関の法令等を遵守しなければならない。

2 請負者は、測量作業及び設計業務の実施にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、請負者の責任と費用負担において、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

3 請負者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。

第10条（実施時期及び実施時間の変更）

請負者は、特記仕様書に実施時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員との承諾を得なければならない。

また、請負者は、特記仕様書に実施時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由に付した書面を監督職員に提出しなければならない。

第11条（提出書類）

請負者は、提出書類を別に定める様式により、契約後速やかに監督職員に提出しなければならない。また、定めのないものについては、監督職員の指示する様式によらなければならない。

第12条（打合せ等）

- 1 請負者は、測量作業及び設計業務を適正かつ円滑に実施するため、当該工事で定める現場代理人及び主任技術者と、主任担当者は常に密接な連絡をとり、当該工事目的物を安全かつ適確に施工するため、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 請負者は、測量作業及び設計業務着手時等別途指定する業務の区切りにおいて、発注者と打合せを行うものとし、その結果について記録し相互に確認しなければならない。

第13条（土地の立入り等）

- 1 請負者は、測量作業及び設計業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、発注者及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由より現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し協議しなければならない。
- 2 前項の立入りを行う場合には、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 請負者は、測量作業及び設計業務の実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督職員に報告するとともに、所有者の承諾を得なければならない。
- 4 前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、特記仕様書に示すほかは協議により定めるものとする。

第14条（成果の提出）

請負者は、測量作業が終了したとき、または設計業務が完了したときは、速やかに別添の成果品一覧表及び特記仕様書に示す成果品を、別に定める「報告書」とともに、監督職員に提出し、審査を受けなければならない。また、監督職員が特に指示した場合には、そのつど指示された成果品を監督職員に提出しなければならない。

第15条（工事着手）

請負者は、監督職員の指示があるまで、工事に着手してはならない。

第16条（工事中の報告義務）

- 1 請負者は、工事中において次の事項が生じた場合は、速やかに報告しなければならない。
 - (1) 構造、工法、位置、断面に変更が生じた時。
 - (2) 延長の増減、法長等に変更が生じた時。
 - (3) 推定岩盤線に変更が生じた時。
 - (4) 土質に変更が生じた時。
 - (5) その他、当初計画になかった事項が生じた時。
- 2 前項の規定による報告は、「工事に関する報告書」によらなければならない。

第2節 測量作業通則

第17条（作業実施）

- 1 請負者は、測量作業の実施にあたっては、青森県の定める測量作業規程（以下「規程」という。）及び、規程運用基準、（以下「基準」という。）に準じて実施しなければならない。

- 2 請負者は、前項で規定する「規程」及び「基準」について、発注者より貸与を受けることができる。

第18条（測量の基準）

この測量に使用する測量の基準は「規程」第2条に規定するほかは、監督職員の指示によらなければならない。

第19条（作業確認）

請負者は、主要な作業段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督職員の指示した事項については監督職長の承諾を受けなければ、次の作業を進めてはならない。

第20条（作業管理）

- 1 請負者は、作業実施にあたり、関係法規を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
- 2 請負者は、測量実施にあたり、水陸交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
- 3 請負者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

第21条（施工管理）

- 1 請負者は、現地調査及び測量作業に当たり、代表的な現況断面等について、ポール又はスタッフでの検測写真を撮影しておかななければならない。
- 2 請負者は、前項で規定する検測写真をアルバムに整理し、作業完了時に監督職員に提出しなければならない。ただし、監督職員が特に指示した場合は、この限りでない。

第22条（測量成果報告）

- 1 請負者は、現地調査及び測量結果を、第14条の規定に基づき、別に定める「測量成果報告書」により監督職員に提出しなければならない。
- 2 監督職員の指示により、現地再調査及び再測量した場合も同様とする。
- 3 請負者は、工事完成が近づいた時点で、精算変更に必要な現地再調査及び実施結果（平面・縦断・横断図の設計図及び数量計算書に結果を赤書き）を、別に定める「出来形結果報告書」により監督職員に提出しなければならない。

第23条（審査）

- 1 請負者は、前条各項の規定により提出した成果品について、監督職員より指示があった場合は、立会いのうえ審査を受けなければならない。
- 2 前項で規定する立会いに直接必要となる諸機器に係る費用は、請負者の負担とする。

第3節 設計業務通則

第24条（設計計画報告）

- 1 請負者は、監督職員により指示された計画方針に基づく設計計画の成果を第14条の規定に基づき、別に定める「設計計画報告書」により監督職員に提出しなければならない。
- 2 監督職員の指示により、再度、設計計画を行った場合も同様とする。
- 3 請負者は、監督職員により指示された最終設計計画の成果を、別に定める「変更設計計画報告書」により監督職員に提出しなければならない。

第25条（審査）

請負者は、前条各項の規定により提出した成果品について、監督職員より指示があった場合は、立会いのうえ審査を受けなければならない。

第2章 測 量 作 業

第1節 測量作業一般

第26条（使用する図書）

- 1 請負者は、測量作業の実施にあたっては、青森県土木部が制定した「測量作業共通仕様書」「測量作業規程」「規程運用基準」「大縮尺地形図図式適用規定」、及び特記仕様書に準拠して行わなければならない。
- 2 請負者は、特記仕様書を除く前項で規定する図書について、発注者より貸与を受けることができる。

第27条（踏査選点）

請負者は、測量作業の実施にあたり、設計図書に基づき現地踏査を行い、既知点（基準点、水準点、仮 BM 等）の確認をするとともに、地形、地質、湧水、気象、用排水、植生等の現地の状況を確認し、作業の実施方法を検討しなければならない。

第28条（測量作業の内容）

測量作業の内容については、次の作業によるものとする。ただし、監督職員の指示により作業内容の一部を省略することができる。

- （1）平面（平板）測量
- （2）I P 設置測量
- （3）中心線測量又は法線測量
- （4）縦断測量
- （5）横断測量
- （6）深浅測量

第29条（測量成果の内容）

成果の内容については、次の各号について取りまとめるものとする。

- （1）観測手簿等
縦断・横断測量においては、現地測量の結果を観測手簿にまとめるものとする。
- （2）原 図
1）平面・縦断・横断・深浅測量の結果に基づき、原図及びトレース原図を作成するものとする。
2）原図及びトレース原図は、鉛筆仕上げとする。
3）原図の種類は、別添の成果品一覧表、又は特記仕様書によるものとする。
- （3）報 告 書
報告書の作成は、A4判を標準とし、別に定める報告書様式による。

第2節 平面（平板）測量

第30条（準拠する基準点）

平板測量は、4級基準点又はこれと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施しなければならないが、監督職員の指示する基準点を使用する場合はこの限りでない。

第31条（平面図の縮尺）

平板測量による平面図の縮尺は、1 / 500又は1 / 1,000とする。

第32条（工程別作業区分及び順序）

工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- （1）作 業 計 画
- （2）基準点の展開
- （3）細 部 測 量
- （4）編 集
- （5）製 図

(6) 点検・整理

第33条（基準点の展開）

- 1 基準点の展開は、平板図紙に基準直角縦横線を区画する方法により行うものとする。
- 2 基準点の展開誤差は、図上0.2mm程度とする。

第34条（細部測量）

- 1 地物の測定図示は、放射法によることを標準とするが、家屋等の形状測定は支距法によらなければならない。
- 2 距離の測定は、直接測定によるものとし、鋼巻尺を使用するものとする。
- 3 地物等の測定誤差は、図上0.3mm程度とする。

第35条（編集・製図）

- 1 編集とは、細部測量の結果に基づいて、平板原図を作成する作業をいう。
- 2 製図とは、平板原図をもとにトレース原図を作成する作業をいう。
- 3 平板原図図紙は、請負者の任意とする。
- 4 トレース原図図紙は、発注者が支給するものとする。

第3節 IP 設置測量

第36条（準拠する基準点）

IP 設置測量は、3級以上の基準点に基づいて実施しなければならないが、監督職員の指示する基準点を使用する場合はこの限りでない。

第37条（工程別作業区分及び順序）

工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- (1) 作業計画
- (2) 測定設置
- (3) 点検整理

第38条（機 器）

IP 設置測量に使用する機器は、3級トータルステーションとする。

第4節 中心線測量又は法線測量

第39条（準拠する基準点）

中心線測量又は法線測量は、4級以上の基準点又は IP に基づいて実施しなければならないが、監督職員の指示する基準点を使用する場合はこの限りでない。

第40条（工程別作業区分及び順序）

工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- (1) 作業計画
- (2) 測定設置
- (3) 点検整理

第41条（機 器）

中心線測量又は法線測量に使用する機器は、3級トータルステーションとする。

第5節 縦 断 測 量

第42条（準拠する水準点等）

縦断測量は、仮 BM 又はこれと同等以上の水準点に基づいて実施しなければならないが、監督職員の指示する水準点を使用する場合はこの限りでない。

第43条（工程別作業区分及び順序）

工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- (1) 作 業 計 画
- (2) 観 測
- (3) 縦断図面作成
- (4) 点 検 整 理

第44条（機 器）

縦断測量に使用する機器は、3級レベルとする。

第45条（図面作成）

- 1 縦断図の縮尺は、距離を表す横の縮尺を平面図と同一とし、高さを表す縦の縮尺は、 $1/100$ とする。
- 2 原図図紙は、発注者が支給するものとする。

第6節 横 断 測 量

第46条（工程別作業区分及び順序）

工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- (1) 作 業 計 画
- (2) 測 定 設 置
- (3) 横断図面作成
- (4) 点 検 整 理

第47条（機 器）

横断測量に使用する機器は、3級レベルとする。

第48条（図面作成）

- 1 横断図の縮尺は、 $1/100$ とする。
- 2 原図図紙は、発注者が支給するものとする。

第7節 深 浅 測 量

第49条（工程別作業区分及び順序）

工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- (1) 作 業 計 画
- (2) 観 測
- (3) 横断図面作成
- (4) 点 検 整 理

第50条（機 器）

深浅測量に使用する機器は、次のとおりとする。

- (1) 水深測定のための使用機器は、レッドまたはロッドとする。
- (2) 測深位置（船位）測定のための使用機器はワイヤーロープまたはトランシットとする。

第51条（図面作成）

- 1 横断図の縮尺は、 $1/100$ とする。
- 2 原図図紙は、発注者が支給するものとする。

第3章 設 計 業 務

第1節 設計業一務一般

第52条（使用する図書）

請負者は、設計業務の実施にあたっては、青森県土木部が制定した『土木工事標準設計図集（以下「県図集」という。）』、及び特記仕様書に準拠して行わなければならない

ない。ただし、これによりがたい場合は、監督職長の承諾を受けなければならない。

第53条（設計条件）

設計条件は、前条の図書に示すものとする。なお、これらの図書に示されていないものについては、監督職員の指示を受けなければならない。

第54条（設計に関する一般事項）

- 1 設計に採用する材料、製品は JIS 等の規格品及び一般に市場流通品としなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議または承諾を受けなければならない。
- 2 設計において、「県図集」に集録されている構造物を採用するものについては、採用構造物の記号番号を設計図等に明示し、数量計算は「県図集」の単位当たり数量をもととして行わなければならない。

第55条（設計の業務内容）

実測平面図、縦横断面図、現地調査結果、及び特記仕様書等に基づき、工事に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、工種別数量計算書等を作成しなければならない。

第56条（設計成果の内容）

成果の内容については、次の各号について取りまとめるものとする。

- (1) 設 計 図 面
設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。
- (2) 数量計算書
数量計算書は、特記仕様書に示す方法により工種別、区間別に取りまとめるものとする。
- (3) 原 一 図
1) 原図の種類は、別添の成果品一覧表、又は特記仕様書によるものとする。
2) 原図図紙は、発注者が支給するものとする。
- (4) 報 告 書
報告書の作成は、A4判を標準とし、別に定める報告書様式による。

第2節 道 路 設 計

第57条（平面図）

- 1 平面図に記入する事項は、平面線形のほか、用排水路流向、構造物の名称、延長等とする。
- 2 平面図の縮尺は、1 / 500又は、1 / 1,000とする。

第58条（縦断設計）

- 1 縦断設計は、20m 毎の測点、地形変化点及び主要点について設計するものとする。
- 2 縦断面図の縮尺は、縦1 / 100、横1 / 500又は、1 / 1,000とする。

第59条（横断設計）

- 1 横断設計は、縦断設計と同一点について設計するものとする。
- 2 横断面図の縮尺は、1 / 100とする。

第60条（小構造物設計）

- 1 小構造物設計とは、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m 以下）、管渠、側溝、法面保護工、小型用排水路（幅2m 以下または高さ1.5m 以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（延長10m 未満）、階段工（高さ3m 未満）等で、応力計算を必要とせず、従来からの経験で設計できるものをいう。
- 2 小構造物設計は、平面・縦断・横断設計に基づき、前項に定めるものについて取合

い等の設計をするものとする。

3 構造図は、「県図集」に掲載されていないものについて、主要構造図を作成するものとする。

4 小構造物詳細図は、小構造物の取合い等について図面を作成するものである。

5 構造図及び小構造物詳細図の縮尺は、1 / 50又は1 / 100とする。

第61条（数量計算）

1 数量計算は、土工数量及び小構造物数量について、各工種ごとに数量の算出を行い、数量計算書を作成するものとする。

2 数量計算書に添付する積計算書は、発注者が支給するものとする。

第3節 河川・海岸設計

第62条（平面図）

1 平面図に記入する事項は、法線、築堤、護岸及び付属構造物の工事内容を明示するものとする。

2 平面図の縮尺は、1 / 1,000とする。

第63条（縦断設計）

1 縦断設計は、50m 毎の測点、地形変化点及び主要点について設計するものとする。

2 縦断面図には、横断構造物がある場合には、その設置位置を表示するものとする。

3 縦断面図の縮尺は、縦1 / 100、1 / 1,000とする。

第64条（横断設計）

1 横断設計は、縦断設計と同一点について標準断面図に基づき横断形を設計するものとする。

2 横断面図の縮尺は、1 / 100とする。

第65条（小構造物設計）

1 小構造物設計とは、第60条1項で示すもののほか、護岸等の法覆工（ブロック張工、石張工、連節ブロック工、かご工等）根固工、水制工等で応力計算を必要とせず従来からの経験で設計できるものをいう。

2 小構造物設計は、平面・縦断・横断設計に基づき、前項に定めるものについて取合い等の設計をするものとする。

3 構造図は、「県図集」に掲載されていないものについて、主要構造図を作成するものとする。

4 小構造物詳細図は、小構造物の取合い等について図面を作成するものである。

5 構造図及び小構造物詳細図の縮尺は、1 / 50又は1 / 100とする。

第66条（数量計算）

1 数量計算は、土工数量及び小構造物数量について、各工種ごとに数量の算出を行い、数量計算書を作成するものとする。

2 数量計算書に添付する積計算書は、発注者が支給するものとする。

第4節 砂防・急傾斜地設計

第67条（平面図）

1 平面図に記入する事項は、法線、護岸及び付属構造物の工事内容を明示するものとする。

2 平面図の縮尺は、1 / 500とする。

第68条（縦断設計）

1 縦断設計は、20m 毎の測点、地形変化点及び主要点について設計するものとする。

- 2 縦断面図には、横断構造物がある場合には、その設置位置を表示するものとする。
- 3 縦断面図の縮尺は、縦1 / 100、横1 / 500とする。

第69条（横断設計）

- 1 横断設計は、縦断設計と同一点について標準断面図に基づき横断形を設計するものとする。
- 2 横断面図の縮尺は、1 / 100とする。

第70条（小橋造物設計）

- 1 小構造物設計とは、第60条1項及び第65条1項で示すもので応力計算を必要とせず従来からの経験で設計できるものをいう。
- 2 小構造物設計は、平面・縦断・横断設計に基づき、前項に定めるものについて取合い等の設計をするものとする。
- 3 構造図は、「県図集」に掲載されていないものについて、主要構造図を作成するものとする。
- 4 小構造物詳細図は、小構造物の取合い等について図面を作成するものである。
- 5 構造図及び小橋造物詳細図の縮尺は、1 / 50又は1 / 100とする。

第71条（数量計算）

- 1 数量計算は、土工数量及び小構造物数量について、各工種ごとに数量の算出を行い、数量計算書を作成するものとする。
- 2 数量計算書に添付する積計算書は、発注者が支給するものとする。

附 則

この仕様書は、平成6年4月1日より施行する。

成 果 品 一 覧 表

1 . 測量作業成果品

測量種別	作業項目	成果品 項 目	縮 尺	成 果 品 数		摘 要
				原図	青焼	
共 通	観測手簿	——		1	-	共通仕様書(測量編)による
道路測量	平面測量	平面図	1 / 500又は1 / 1,000	-	3	中心線を中心として作成
	縦断測量	縦断図	縦1100、横1500又は11,000	-	"	中心線の測点の縦断面図
	横断測量	横断図	1 / 100	-	"	中心線の各測点の横断面図
河川測量	平面測量	平面図	1 / 1,000	-	"	法線を基礎として作成
	縦断測量	縦断図	縦1100、横11,000	-	"	法線の測点の縦断面図
	横断測量	横断図	1 / 100	-	"	法線の各測点の横断面図
海岸測量	平面測量	平面図	1 / 1,000	-	"	法線を基礎として作成
	縦断測量	縦断図	縦1100、横11,000	-	"	法線の測点の縦断面図
	横断測量	横断図	1 / 100	-	"	法線の各測点の横断面図
	深浅測量	横断図	1 / 100	-	"	法線の各測点の横断面図
砂防測量	平面測量	平面図	1 / 500	-	"	法線を中心として作成
	縦断測量	縦断図	縦1100、横1500	-	"	法線の測点の縦断面図
	横断測量	横断図	1 / 100	-	"	法線の各測点の横断面図
急傾斜地 測 量	横断測量	横断図	1 / 100	-	"	監督職員の指示した 各測点の横断面図

2 . 設計業務成果品

設計種別	設計項目	成 果 品 項 目	縮 尺	成 果 品 数		摘 要
				原図	青焼	
道路設計	平面設計	平 面 図	1 / 500又は1 / 1,000	1	3	着色
	縦断設計	縦断面図	縦1100、横1500又は11,000	"	"	片勾配、すり付計算書
	横断設計	横断面図	1 / 100	"	"	
		土 積 図	適宜	"	"	
	小構造物 設 計	構 造 図	1 / 50又は1 / 100	"	"	
		詳 細 図	1 / 50又は1 / 100	"	"	
河川設計	数量計算	数 量 計 算 書		"	"	
	平面設計	平 面 図	1 / 1,000	1	3	着色
	縦断設計	縦断面図	縦1 / 100、横1 / 1,000	"	"	
	横断設計	横断面図	1 / 100	"	"	
	小構造物 設 計	構 造 図	1 / 50又は1 / 100	"	"	
		詳 細 図	1 / 50又は1 / 100	"	"	
海岸設計	数量計算	数 量 計 算 書		"	"	
	平面設計	平 面 図	1 / 100	1	3	着色
	縦断設計	縦断面図	縦1 / 100、横1 / 1,000	"	"	
	横断設計	横断面図	1 / 100	"	"	深浅測量含む
	小構造物 設 計	構 造 図	1 / 50又は1 / 100	"	"	
		詳 細 図	1 / 50又は1 / 100	"	"	
砂防設計	数量計算	数 量 計 算 書		"	"	
	平面設計	平 面 図	1 / 500	1	3	着色
	縦断設計	縦断面図	縦1 / 100、横1 / 500	"	"	
	横断設計	横断面図	1 / 100	"	"	
	小構造物 設 計	構 造 図	1 / 50又は1 / 100	"	"	
		詳 細 図	1 / 50又は1 / 100	"	"	
急傾斜地 設 計	数量計算	数 量 計 算 書		"	"	
	平面設計	平 面 図	1 / 500	1	3	着色
	縦断設計	縦断面図	縦1 / 100、横1 / 500	"	"	
	横断設計	横断面図	1 / 100	"	"	
	小構造物 設 計	構 造 図	1 / 50又は1 / 100	"	"	
		詳 細 図	1 / 50又は1 / 100	"	"	

樣 式 集

提出書類及び報告書様式

様式 NO.	様式名	提出期限	適用様式
1	主任担当者通知書	工事契約後速やかに	本共通仕様書様式による
2	主任担当者変更通知書	変更のとき	〃 〃
3	主任担当者経歴書	工事契約後速やかに及び変更のとき	〃 〃
-	施工計画書	現場引渡し後速やかに	工事共通仕様書様式による
-	支給材料受領書	引渡しを受けたとき	〃 〃
-	貸与品借用書	〃	〃 〃
-	支給材料精算書	当該工事完了時	〃 〃
-	貸与品返納書	返納したとき	〃 〃
4	測量成果報告書	測量作業完了後速やかに	本共通仕様書様式による
5	設計計画報告書	設計計画完了後速やかに	〃 〃
6	出来形結果報告書	出来形測量完了後速やかに	〃 〃
7	変更設計計画報告書	最終設計計画完了後速やかに	〃 〃
-	工事に関する指示票		工事共通仕様書様式による
-	工事に関する承諾書		〃 〃
-	工事に関する協議書		〃 〃
-	工事に関する報告書		〃 〃

様式 - 1

主任担当者通知書

年 月 日

(発注者) 殿

請負者

住 所
氏 名

印

年 月 日契約した 第 号 工事について測量作業及び
設計業務に係る主任担当者を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

記

1. 主任担当者

1. 経 歴 書 (別 添)

(A4版)

主任担当者変更通知書

年 月 日

(発注者) 殿

請 負 者
住 所
氏 名 印

年 月 日契約した 第 号 工事について測量作業及び設計業務に係る主任担当者を下記のとおり変更したので別紙経歴書を添えて通知します。

記

- 1. 新主任担当者
- 1. 旧主任担当者
- 1. 変 更 年 月 日 年 月 日
- 1. 変 更 理 由

主任担当者経歴書

1. 氏名及び生年月日

1. 現 住 所

1. 最 終 学 歴

年 月 日

卒 業

1. 取 得 資 格 等

年 月 日

取 得

(以 下 列 記)

1. 職 歴

年 月 日

(以 下 列 記)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名



(注) 職歴については、主任担当者または主任技術者として担当した経歴を記入すること。

(A4版)

様式 - 4

総括監督員	主任監督員	監督員

測 量 成 果 報 告 書

年 月 日

所 長 殿

請 負 者

氏名（会社名）印

主任担当者印

下記工事に係る現地調査及び測量作業を完了したので、測量結果を関係図面を添えて報告します。

記

1. 工 事 番 号

2. 工 事 名

3. 工 事 場 所

4. 工 期

5. 工 事 概 要

6. 添付図面内訳
- 第 号

工事
地内

年 月 日から 年 月 日まで

工事延長 L = W =

平 面 図 葉、 縦 断 図 葉
横 断 図 葉

（注）再調査及び再測量の場合の添付図面は、監督職員に指示されたものについて記入すること。

（A4版）

総括監督員	主任監督員	監督員

設 計 計 画 報 告 書

年 月 日

所 長 殿

請 負 者
氏名（会社名）
主任担当者

印

印

下記工事に係る設計計画を完了したので、その成果を関係図面を添えて報告します。

記

1. 工 事 番 号

2. 工 事 名

3. 工 事 場 所

4. 工 期

5. 工 卓 概 要

6. 添付図面内訳
- 第 号

年 月 日から 年 月 日まで

工事延長 L =

平 面 図

横 断 図

数量計算書
- 工 事 地 内

年 月 日まで

W =

縦 断 図

構 造 図

葉

（ 注 ）再設計計画の場合の添付図面は、監督職員に指示されたものについて記入すること。

（ A4版 ）

総括監督員	主任監督員	監督員

出来形結果報告書

年 月 日

所 長 殿

請 負 者

氏名（会社名）

主任担当者

㊟

㊟

下記工事に係る現地再調査及び出来形結果の測量作業を完了したので、その成果を関係図面を添えて報告します。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 工期 年 月 日から 年 月 日まで
5. 工事完了年月日 年 月 日予定
6. 添付図面内訳 平面図 縦断図 葉 横断図 葉

（A4版）

総括監督員	主任監督員	監督員

変更設計計画報告書

所 長 殿
年 月 日

請 負 者
氏名（会社名）
主任担当者

下記工事に係る最終設計計画を完了したので、その成果を関係図面を添えて報告します。

記

1. 工 事 番 号 第 号
2. 工 事 名
3. 工 事 場 所
4. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
5. 工事完了年月日 年 月 日予定
6. 添付図面内訳
- 平面図 葉、縦断図 葉
- 横断図 葉、構造図 葉
- 数量計算書 葉

工事数量総括表(本01)

工事名	東青管内建設発生土受入地整備工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
道路改良		式		1			
道路土工		式		1			
掘削工		m3		25, 230			
掘削		式		1			
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1			
路体盛土工		m3		16, 100			
路体(築堤)盛土	施工幅員:4.0m以上	式		1			
法面整形工		式		1			
法面整形(切土部)	現場制約:無し, 土質:砂質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		510			
法面整形(盛土部)	法面締固め:無し, 現場制約:無し	m2		2, 340			
排水構造物工		式		1			

工事数量総括表(本01)

工事名	東青管内建設発生土受入地整備工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
作業土工		式		1			
床掘り	土質:土砂	式		1			
側溝工		式		1			
プレキャストU型側溝		m		12			
仮設工		式		1			
工事用道路工		式		1			
敷鉄板	鋼材規格:22×1,524×6,096(mm), 作業区分:設置・撤去	式		1			
舗装		式		1			
舗装工		式		1			
アスファルト舗装工		式		1			
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クラッシュ RC-40, 仕上り厚:200mm	m2		439			

工事数量総括表(本01)

工事名	東青管内建設発生土受入地整備工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
直接工事費		式		1			
共通仮設		式		1			
共通仮設費		式		1			
運搬費		式		1			
仮設材運搬費		式		1			
準備費		式		1			
木根等処分費		式		1			
技術管理費		式		1			
測量設計費		式		1			
現場環境改善費		式		1			
現場環境改善費（率計上）		式		1			

工事数量総括表(本01)

工事名	東青管内建設発生土受入地整備工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
共通仮設費（率計上）		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税額及び地方消費税額		式		1			
工事費計		式		1			

質 問 書 (全〇枚)

令和 年 月 日

青森県東青県土整備事務所長 殿

住所

氏 名

電話

FAX

工事（業務）番号 繰第 1250-4 号

工事（業務）名 東青管内建設発生土受入地整備工事

[illegible]

*質問がない場合は、提出の必要はありません

※質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。

青森県 東青県土整備事務所 道路施設課 (担当: 齋藤)

電話 017-728-0248

Fax 017-728-0235

受 領 確 認 書

令和 年 月 日

青森県東青県土整備事務所長 殿

会社名

受領者氏名

電 話

FAX

工 事（業 務）番 号 繰第 1250-4 号

工 事（業 務）名 東青管内建設発生土受入地整備工事

上記工事(業務)の回答書を受領しました。